

使用許諾契約

第1条 (総則)

ソフトキューブ株式会社（以下、弊社）は、使用者が本契約を承諾し遵守することを条件として、本ソフトウェアの日本国内における非独占的かつ譲渡不能な使用権を使用者に許諾します。

第2条 (使用許諾等)

- (1)本ソフトウェア、およびその関連書類に関する著作権、特許権その他の一切の知的財産権は弊社に帰属し、使用者は本ソフトウェア、およびその関連書類に関して本契約に基づき許諾された使用権以外の権利を有しないものとします。
- (2)弊社は、本ソフトウェア1ライセンスにつき使用者1名に限り、本ソフトウェアの使用を許諾します。
- (3)使用者は、本ソフトウェア、およびその関連書類の一部もしくは全部を複製(本ソフトウェアをダウンロードしてパーソナルコンピュータにインストールする場合を除く)、複写、頒布、もしくは修正、追加等の改変をすることはできません。

第3条 (禁止事項)

- (1)使用者は、前条に規定する使用権を第三者に譲渡し、もしくはその他の方法で使用させてはならないものとします。
- (2)使用者は本ソフトウェアに関し、逆アセンブル、逆コンパイル等の解析作業を行ってはならないものとします。

第4条 (有効期間)

- (1)本契約の効力は、使用者による同意の日より発生するものとし、使用者が本ソフトウェアの使用を終了しない限り有効に存続するものとします。
- (2)使用者が、本契約のいずれかの条項に違反した場合、または、弊社の著作権その他の知的所有権を侵害した場合には、弊社は本契約を直ちに解除し、使用者の使用権を終了させることができるものとします。
- (3)本契約が終了した場合には、使用者は速やかに本ソフトウェア、関連書類、

およびその複製物を廃棄するものとします。

第5条 （保証の範囲）

- (1) 弊社は、使用者が本契約に基づき許諾された使用権を行使することにより生じた使用者もしくは第三者の損害についていかなる保証も行わないものとします。
- (2) 弊社は、本ソフトウェアのプログラムに誤りがあることを弊社が確認した場合には、使用者に対し修正したソフトウェアまたは修正に関する情報を提供します。ただし、修正したソフトウェアまたは修正に関する情報を提供することの要否や時期等については、弊社にて定めさせていただきます。

第6条 （電気通信回線）

本ソフトウェアはネットワーク環境を必要としますが、使用者が使用する端末機器から本ソフトウェアに接続する電気通信回線は、使用者自身の責任と費用負担において、確保、維持されるものとし、弊社は一切の責任を負わないものとします。

第7条 （本ソフトウェアの提供の停止等）

弊社は、以下のいずれかの事由があると判断した場合、使用者に事前に通知することにより本ソフトウェアの全部または一部の提供を停止または中断することができるものとします。ただし、緊急やむを得ない場合には、事前に通知することなく本ソフトウェアの提供の停止または中断をし、事後速やかに使用者に報告するものとします。なお、以下に基づいて本ソフトウェアの提供の停止や中断したことによって使用者に生じた不利益、損害について、一切の責任を負わないものとします。

- (1) 本ソフトウェアを提供するインフラの保守点検または更新を行う場合
- (2) 地震、落雷、火災、停電または天災などの不可抗力により提供が困難となった場合
- (3) 第三者による妨害行為等により本ソフトウェアの提供が使用者に支障を与えるおそれがあると判断した場合
- (4) コンピュータまたは通信回線等が事故により停止した場合
- (5) その他、弊社が本ソフトウェアの提供が困難と判断した場合

第8条 (有償版の決済等)

弊社から提供するソフトウェアは、現時点では以下となります。

Virtual NC Professional	有償版 (上位グレード)	近日リリース予定
Virtual NC Standard	有償版 (標準グレード)	リリース済
Virtual NC Free	無償版 (下位グレード)	リリース済

- (1) 無償版はアカウント登録後に1ライセンスを提供します。有償版はアカウント登録後の購入申請により、希望するライセンス数を提供します。ただし、1アカウントが使用できるグレードは1種類のみとなります。
- (2) 有償版は月額固定額によるサブスクリプション提供となり、購入日にクレジットカードによる決済となります。購入日から翌月同日の前日（以下、満了日）まで使用できます。解約申請が有効となるまで自動継続となり、満了日の翌日が次回更新日となります。なお、この決済処理については、SBペイメントサービス株式会社様のサービスを利用します。
- (3) 購入後にグレードやライセンス数を変更することができます。ただし、満了日の3日前までに申請してください。また、この申請は満了日までに一度だけしか行えません。グレードが上がる場合とライセンス数が増える場合は、それぞれが申請日から有効となりますが、それ以外の場合は、次回更新日から有効となります。また、この申請により、変更後月額が変更前月額を超える場合には、当月に新たに課金が発生することとなり、申請日に決済となります。この課金額は、「(変更後グレードの月額 ÷ 31(日))の小数点以下切り捨て × 申請日から満了日までの使用日数 × 変更後のライセンス - (変更前グレードの月額 ÷ 31(日))の小数点以下切り捨て × 申請日から満了日までの使用日数 × 変更前のライセンス数」により算出します。なお、この決済処理については、SBペイメントサービス株式会社様のサービスを利用します。
- (4) 購入後に解約することができます。満了日の翌日から解約となります。ただし、満了日の3日前までに申請してください。また、この申請は満了日までに一度だけしか行えません。解約後は、無償版を1ライセンス使用できることとなります。

第9条 (使用ライセンスの確認等)

本ソフトウェアは、ネットワークに接続した状態で使用することができます。スタンドアロンで使用することはできません。また、ネットワークを利用して、使用できるライセンスを通信により定期的に確認しています。このため、同時期にライセンス数を超える使用はできません。

第10条 （個人情報の保護）

お預かりする個人情報（電子メールアドレス、名前、会社名、連絡先など）は、弊社の個人情報保護方針（以下に掲載済）に従って厳格に管理します。

<https://www.softcube.co.jp/privacypolicy/index.php>

第11条 （本契約の変更等）

弊社は、何等予告なしに任意に本契約を変更または追加することができるものとし、使用者は変更後の契約に従うものとします。

第12条 （協議解決）

- (1) 本契約に定めなき事項もしくは本契約の解釈に疑義を生じた場合は、弊社、使用者は誠意をもって協議し、解決するものとします。
- (2) 本契約に関する紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

第13条 （その他）

- (1) 本契約は、日本国法に従って解釈されるものとします。